

## 磁気共鳴専門技術者更新制度細則

### 1. 目的

この細則は、日本磁気共鳴専門技術者認定機構運営規約第6条に基づき磁気共鳴専門技術者の更新に関する事を定める。

### 2. 適用範囲

この細則は、磁気共鳴専門技術者を更新するための、安全管理講習会の受講ならびに学術研究成果の取扱い、収集ポイント（学術大会、セミナー、各種研究会への参加）に関する事に適用する。

### 3. 更新間隔

認定証を受けた期日から5年を限度に更新する。

### 4. 更新対象

安全管理講習会の受講

収集ポイント（A群：学術研究成果，B群：自己研鑽成果）の2種とする。

### 5. 更新方法

（1）認定後3年以降5年までの間に指定する安全管理講習会を受講する。

（2）収集ポイントを5年間で100ポイント以上を取得する。

A群は60ポイントを上限とし、B群は40ポイントを下限とする。

### 6. 収集ポイントの詳細

（1）A群：学術研究成果（最高60ポイント）

論文著者：60

共著者（2ndまで）：20

研究発表：20

（2）B群：自己研鑽成果（最低40ポイント）

専門書の執筆（共著可）：50

認定した研究会の講師：30

学会誌への解説記事：30

商業誌などへの総説、解説記事：10

機構主催の教育講演会参加：20

磁気共鳴医学会参加：15

機構を構成する団体主催のセミナー参加：10

機構を構成する団体主催の全国大会参加：10

機構を構成する団体主催の地方大会参加：5

機構が認定した研究会の参加：5

機構が認定した関連団体の学術大会：5

但し、機構が主催する全国大会への参加（発表なし）は5回を限度とする。

学術大会に参加し発表する場合は、発表（上限3回）または出席のどちらか一方のポイントとする。

## 7. ポイントの取得方法

- (1) 更新ポイントを取得する個人票は、認定証発行時ならび更新時に発送する。
- (2) 学術研究成果ならびに自己研鑽成果の執筆、研究発表欄（表面）は本人で記載する。  
掲載論文ならびに解説記事は、投稿誌、タイトル、掲載号を記載する。  
学術研究発表は、大会名、発表タイトル、開催期日を記載する。
- (3) 参加型自己研鑽成果は、それぞれの会で担当者が機構印を押印する。  
学術大会では、それぞれの会が定めた所で押印する。  
出席証明書をその代わりとしてもよい。ただし、運用は各団体の任意とする。

## 8. 認定セミナー

- (1) 機構を構成する団体が主催するセミナー（講習会）を対象とする。
- (2) 主催者の代表は、セミナーの内容を示す資料を事務局に提出し、「機構印」を事務局または主団体の担当者から借り受け、参加者の中の更新用紙提示者に押印する。
- (3) セミナー終了後に、セミナー主催者は機構の主団体の担当者もしくは事務局に「機構印」を返却する。

## 9. 認定研究会

- (1) 磁気共鳴専門技術者およびそれと同等以上の者が主催する研究会を対象とする。
- (2) MR 検査に関する内容が、半分以上含まれている研究会であること。
- (3) 申請は、研究会名、代表者名（1名）、世話人（数名）、年間の開催回数、開催場所、平均参加者数を記載して認定機構事務局に申し込む。
- (4) 理事会の承認を経て、申請を受けた研究会に「機構印」を発行する。
- (5) 代表者は機構印を管理し、個人票の提示者に出席証明として押印する。
- (6) メーカー共催もしくは主催であっても、参加者の制限を設けず MR の科学技術の修得のための研究会であれば認定研究会として認める。

## 10. 更新手続き

- (1) 認定証書を受けてから 5 年を経る直前の 2 月 1 日から末日までの間に、更新のための個人票と更新手続き申請書ならびに更新費用振込み控え用紙を添えて事務局に送付する。
- (2) 更新期日 3 カ月前に、はがきにて更新手続きを通知する。

## 11. 更新費用

磁気共鳴専門技術者更新費用：10,000 円

## 12. 付則

この細則は、日本磁気共鳴専門技術者認定機構理事会の議決によって改定できる。  
この細則は、平成 18 年 5 月 1 日から適用する。

[ 2006 年 4 月 10 日制定 ]

[ 2012 年 3 月 9 日改定 ]